

令和7年版 モニタリングレポート 主なポイント

令和7年7月
公認会計士・監査審査会



公表の趣旨

- 監査や会計の専門家はもとより、市場関係者及び学生や社会人など一般の方々をも読者として想定
- 審査会が実施するモニタリング活動の状況と成果を中心とした監査業界の現状や環境変化への対応を含む関連情報を分かりやすく提供することによって、監査の重要性に関する社会の理解を推進

構 成

- 以下の4部（Ⅰ～Ⅳ）で構成

Ⅰ. 監査業界の概観

- ・ 公認会計士、監査法人、被監査会社の数の推移等、業界の概観

Ⅱ. 審査会によるモニタリング

- ・ 検査を含む審査会のモニタリングの全体像

Ⅲ. 監査事務所の運営状況

- ・ 組織体制、IT化の進展、グループ監査への対応等の監査事務所の運営状況
- ・ 会計監査人の異動や異動前後の監査報酬の状況等

Ⅳ. 監査をめぐる環境変化への対応

- ・ 近時の監査をめぐる環境変化を踏まえた制度改正等の動向

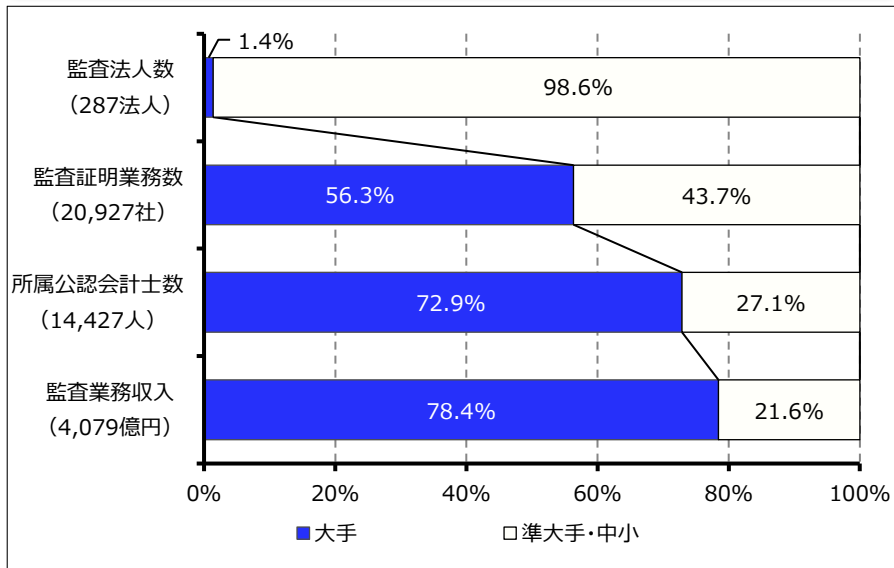
※読者の興味を引く話題を「コラム」として各部の中で記載

令和7年版モニタリングレポート (I) 監査業界の概観

モニレポ
P 29～31参照

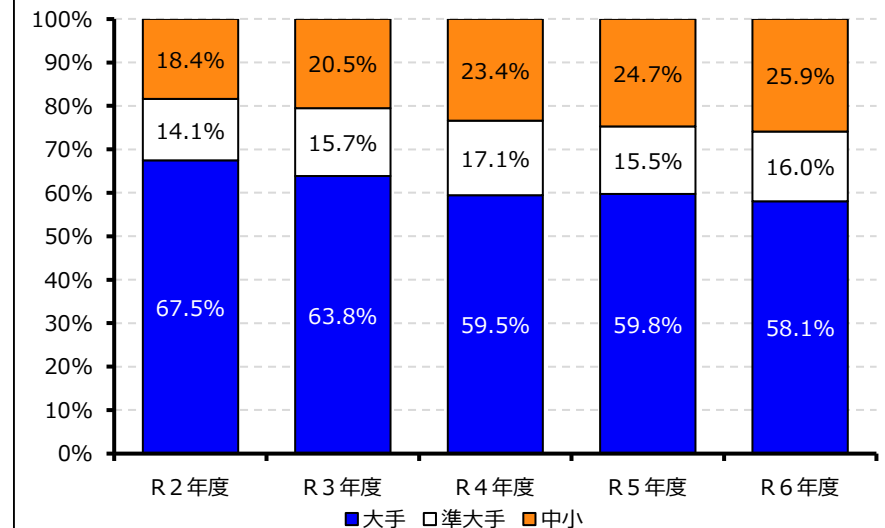
- 監査業務収入の約78%が大手監査法人(4法人)に集中
- 近年においては、監査証明業務数、監査業務収入等における大手監査法人の割合は減少傾向
- 寡占傾向は、米国及び英国でも同様にみられる

監査法人の分類別シェア(令和5年度)



(出典) 令和5年度の日本公認会計士協会の会員情報及び各監査法人から提出された業務報告書から審査会集計

会計監査人の規模別上場国内会社数の推移



(出典) QUICK、取引所データより審査会作成

主要な上場会社における4大グローバルネットワークの監査業務シェア(会社数ベース)

モニレポ
P 95参照

	日本	米国	英国
4大グローバルネットワークの割合	97%	99%	89%

(出典) 以下の株価指数に採用されている会社数を基に審査会がシェアを算出

日本 日経225
米国 S&P500
英国 FTSE350

品質管理のシステムについて

- 監査品質を確保するためには、社員による監査業務の適正な執行の基礎となる適切な品質管理体制の整備・運用が重要
- 「監査に関する品質管理基準」は、監査業務を対象として平成17年に策定されたのち、「国際品質マネジメント基準第1号」(ISQM1)等の新設を踏まえ、令和3年11月に改訂された
- 監査事務所は、監査業務以外の業務についても職業倫理の遵守等が求められる

改訂品質管理基準の考え方

- あらかじめ定められた一定の品質管理の方針及び手続の整備を求める従来の品質管理基準に対し、改訂基準では、監査事務所自らが
 - ・ 品質目標を設定し、
 - ・ 品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別して評価し、
 - ・ 評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定めて運用し、
 - ・ 不備があれば根本原因分析に基づき改善することなどを求める、リスク・アプローチに基づく品質管理システムを導入

改訂品質管理基準の構成要素

- ① 監査事務所のリスク評価プロセス
- ② ガバナンス及びリーダーシップ
- ③ 職業倫理及び独立性
- ④ 監査契約の新規の締結及び更新
- ⑤ 業務の実施
- ⑥ 監査事務所の業務運営に関する資源
- ⑦ 情報と伝達
- ⑧ 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
- ⑨ 監査事務所間の引継

改訂品質管理基準の適用時期

大規模監査法人^(注)

令和5年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間に係る財務諸表の監査から適用

(注)直近の会計年度において監査証明業務を行った上場会社等の総数が100以上となっている監査法人(公認会計士法施行規則第24条)

大規模監査法人以外

令和6年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間に係る財務諸表の監査から適用

大手・準大手監査法人の状況

- グローバルネットワークと連携して令和4年12月から適用が開始されたISQM1等に対応。改訂品質管理基準も全ての法人で適用済
- グローバルネットワークが設定した品質目標及び品質リスクを踏まえつつ、改訂品質管理基準に基づいた評価項目の追加などを通じ、改訂品質管理基準で求められる品質管理システムの構成要素を充足
- 大手監査法人及び一部を除く準大手監査法人は、改訂品質管理基準対応について総合評価を実施
- 品質管理システムを現場に浸透・定着させるための取組、形骸化させないための対策を検討

中小規模監査事務所の状況

- 改訂品質管理基準の適用が開始され、体制、規程等の整備を進めている
- 整備に時間を要した点として、約25%がリスク評価プロセスの一環である品質目標の設定、約20%がガバナンス及びリーダーシップに係る規程の整備、約15%が品質管理に関連する全ての規程を見直したと回答

(令和6年6月30日を基準日とする52事務所(全て中小監査法人)を対象とする報告徴収による)

監査業務の定期的な検証

- 監査事務所が定めた品質管理のシステムに準拠して監査チームが監査業務を実施したことを確かめる手続き。個々の監査責任者の一つの完了した監査業務について少なくとも一定期間(例:3年間)ごとに実施される
- 検証件数、検証担当者数、使用するツール等は、監査事務所の規模等により異なる
→大手監査法人では約20～200人、準大手監査法人では約15人～約25人、中小規模監査事務所では1人～約20人が従事
- 検証結果及び発見された不備事項は、監査事務所の規模にかかわらず、事務所内の研修等において構成員へ伝達され、注意喚起を行っている

グローバルレビューの活用状況

- 4大グローバルネットワークでは、各国のメンバーファームにグローバルネットワークで規定した詳細な品質管理の基準や監査マニュアルへの準拠を義務付けており、各国のメンバーファームが実施する定期的な検証や個別監査業務の準拠状況を確認するため、グローバルレビューを実施している
- 4大グローバルネットワーク以外では、大半がグローバルネットワークで作成した監査マニュアルへの準拠の義務付けが緩やかであり、グローバルレビューの実施内容や頻度には大きな差がある

監査意見表明前のモニタリング

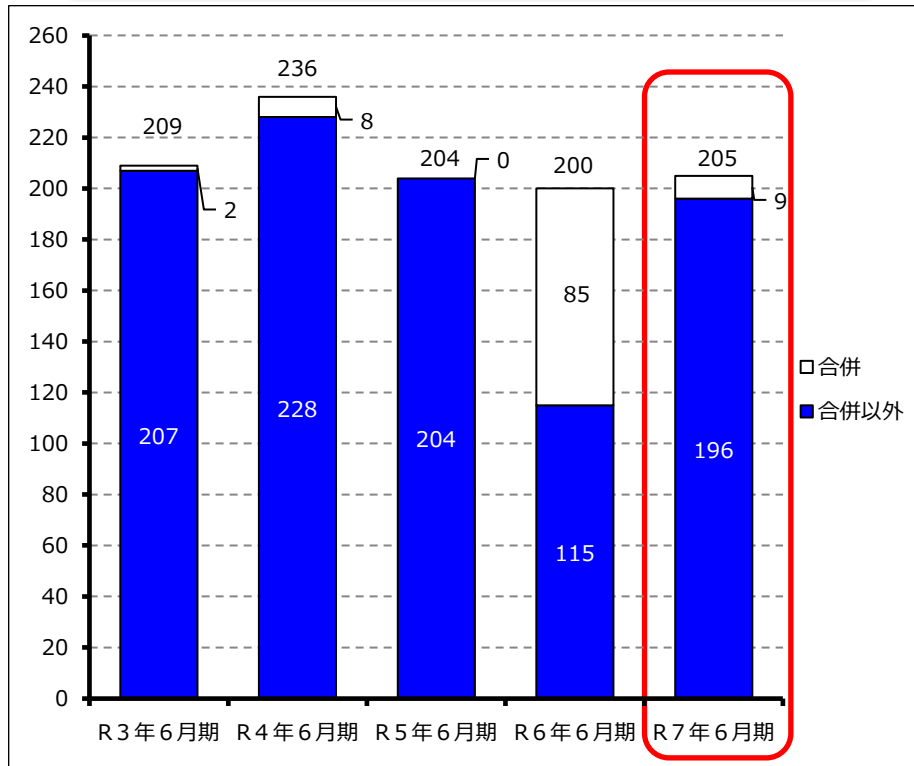
- 近年、大手監査法人を中心に、監査品質向上のために実施されている施策の一つ
- 進行中の監査業務を対象に、品質管理上の課題を発見し、監査チームに適時の対応を促すことが目的
- 不正リスクなどリスクが高い監査領域などを対象として行われるケースが多い

令和7年版モニタリングレポート (Ⅲ) 監査事務所の運営状況

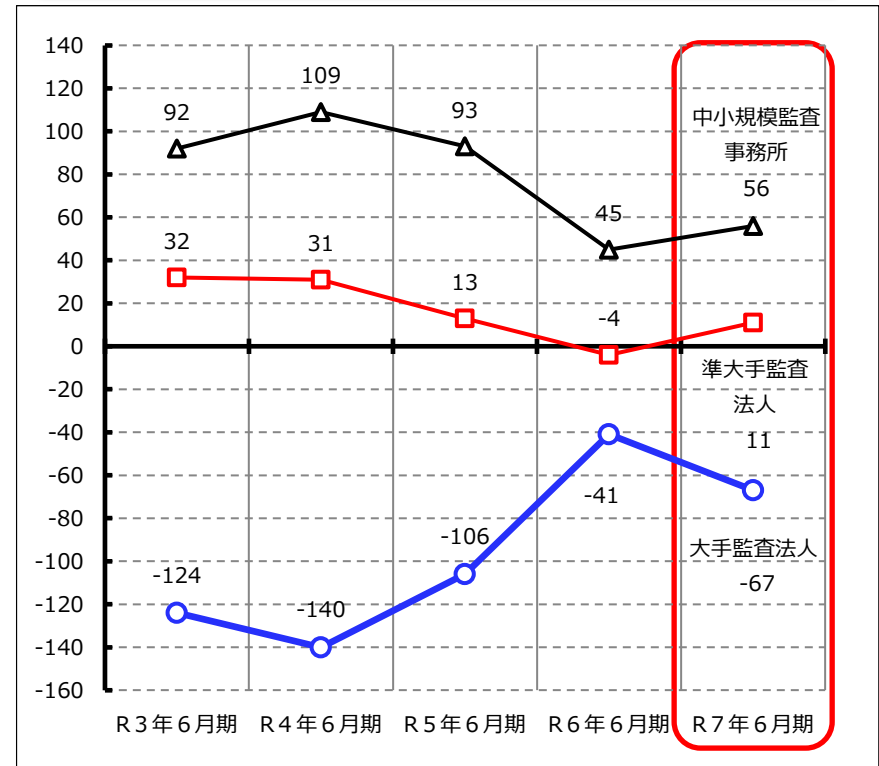
モニレポ
P 111～112参照

- 会計監査人の異動件数は205件、全体の件数はここ3年間ほぼ同水準
- 監査事務所の規模別では、大手監査法人から準大手監査法人以下への異動傾向が令和4年6月期をピークに減少傾向にあったところ、令和7年6月期は増加に転じている

監査事務所を変更した上場国内会社数の推移(単位:件)



監査事務所の規模別の異動状況(単位:件)



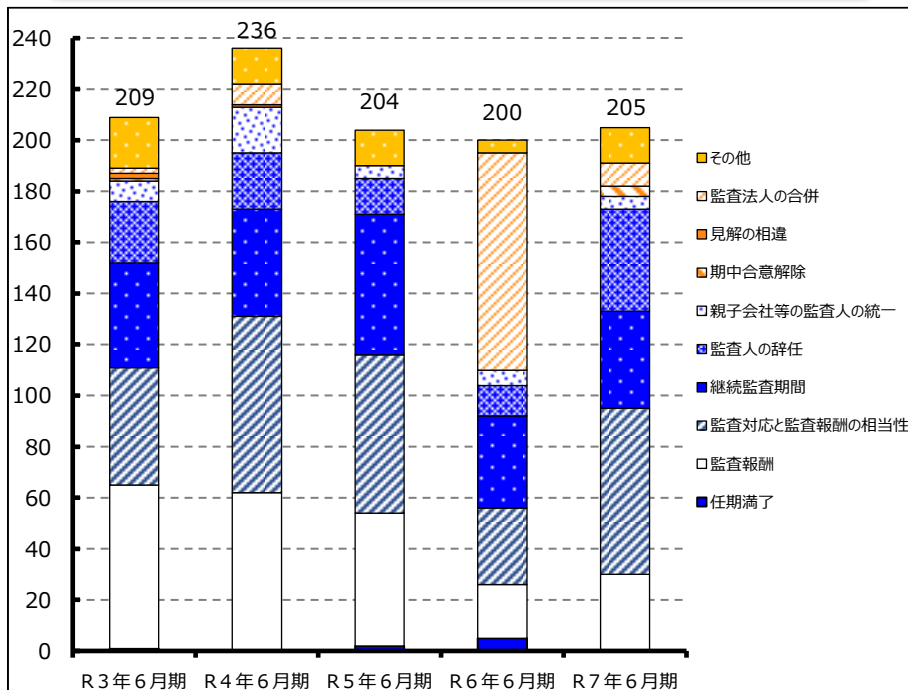
(出典) 各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人が決定している会社数を審査会が集計

令和7年版モニタリングレポート (Ⅲ) 監査事務所の運営状況

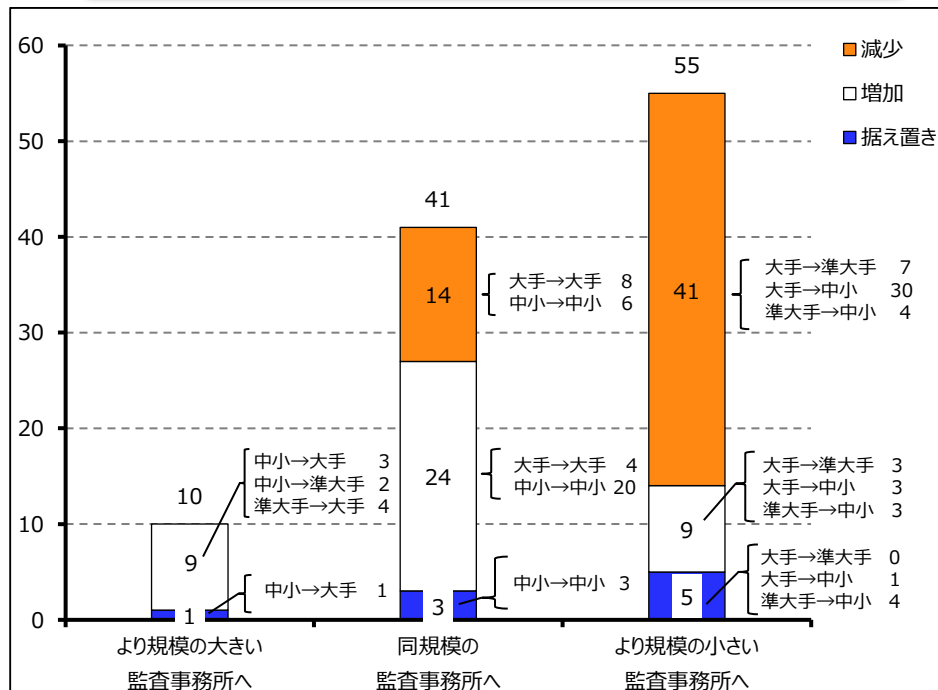
モニレポ
P 113～114、
117～118参照

- 令和7年6月期においては、監査報酬の増額提示や会社の事業規模に適した監査対応と監査報酬の相当性、継続監査期間の長期化を会計監査人の異動に至った理由として記載しているケースが多い
- 現行の会計監査人が監査契約の継続を辞退する件数も多くなっている。監査工数の増加が見込まれる中、十分な人員の確保が見込まれないことを理由とするケースや、上場会社等監査人への登録が認められなかったことを理由に挙げているケースがみられる
- 異動前後の監査報酬について、より規模の小さい監査事務所へ異動する場合、約7割のケースで監査報酬は減少。このうち、大手監査法人から中小規模監査事務所へ異動する場合は、約9割のケースで減少

上場国内会社の会計監査人の異動理由(単位:件)



監査人異動後の監査報酬の状況(単位:件)



(注1) 各期の6月末までに後任監査人を決定している上場国内会社の適時開示に基づき、審査会が集計
(注2) 複数の理由を開示している場合には、主と考えられる理由に分類している。
(注3) 「監査対応と監査報酬の相当性」は、令和2年6月期は「その他」に含めており、その数は8件である。

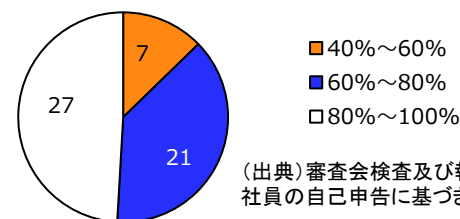
(注1) 上場国内会社の会計監査人の異動に関する適時開示(令和4年7月から令和5年6月)を対象に、異動前後の監査報酬が公表されているものを審査会が集計
(注2) 会計監査人の異動に関する適時開示及び令和6年6月末までに提出された有価証券報告書に基づき作成
(注3) 件数の内訳はグラフに記載

社員の兼業

- 大手監査法人では、社員の兼業(税理士事務所、個人事務所等)を原則として認めていない
- 準大手監査法人では法人により対応が異なるが、兼業を認めている場合でも、兼業者を含めた社員が監査法人業務に従事した時間の割合は9割を超えている
- 中小監査法人では、社員加入時に既に個人で税理士事務所を営んでいるケースもあることから、ほとんどの監査事務所で兼業を認めている

社員が監査法人業務に従事した時間割合別の法人数

中小監査法人 (55法人)



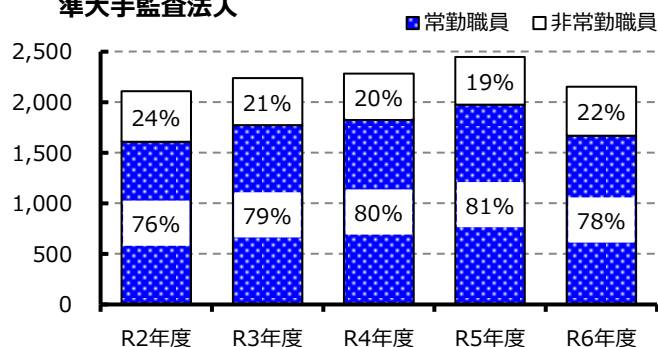
(出典) 審査会検査及び報告徴収における社員の自己申告に基づき、審査会作成

非常勤職員

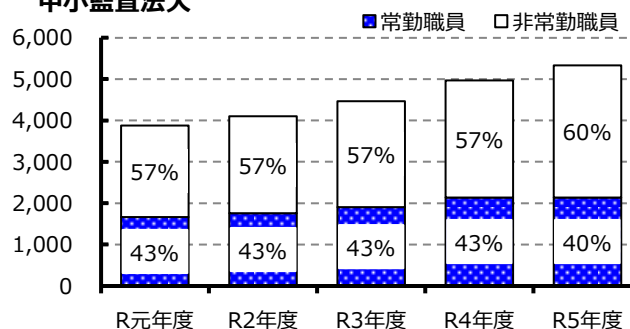
- 中小監査法人では、職員に占める非常勤職員の割合が6割程度で推移しており、業務運営において必要な監査補助者を、非常勤職員に依存する状況がみられる

常勤職員、非常勤職員の人員数(単位:人)

準大手監査法人



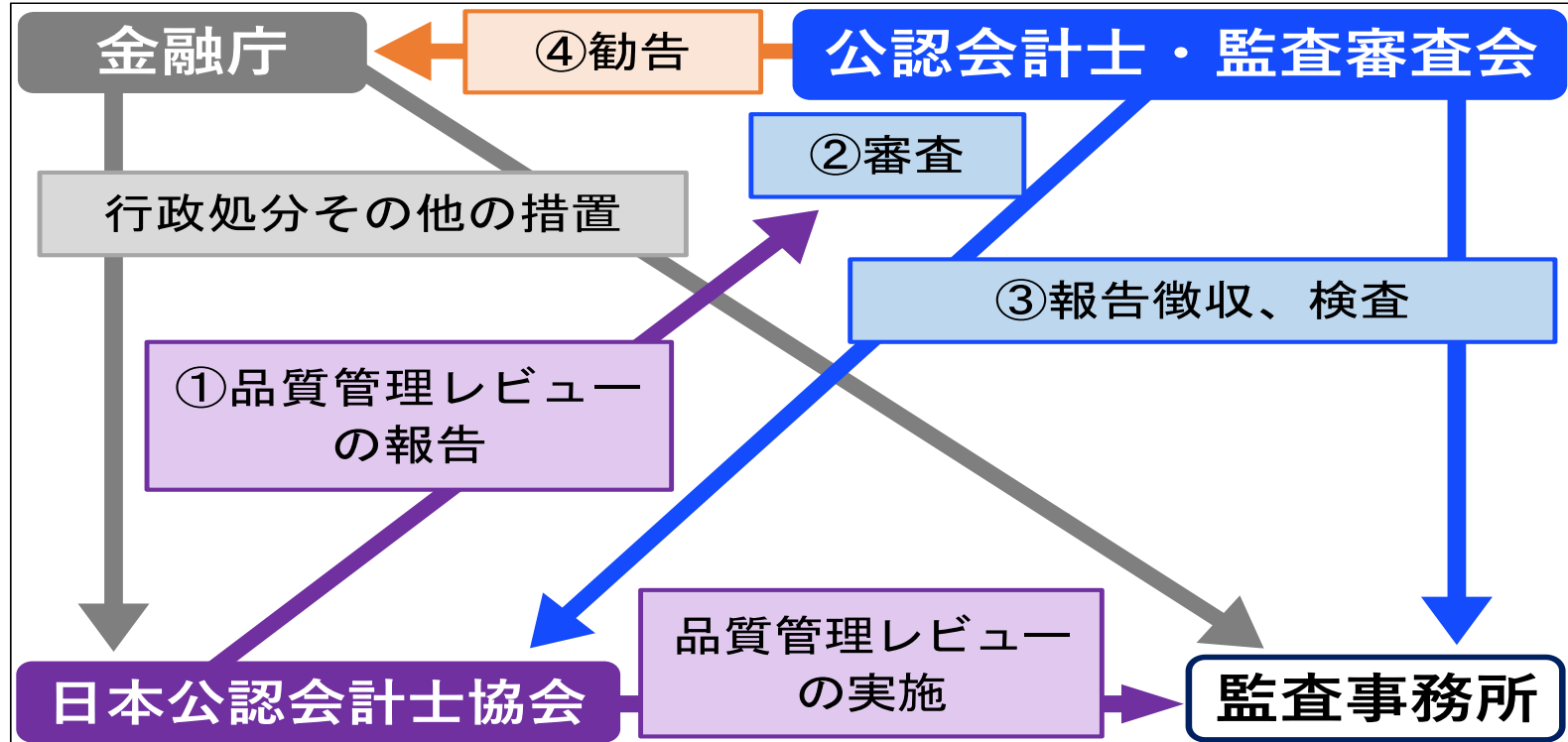
中小監査法人



(出典) 各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会が集計

審査会によるモニタリングの概要

- 審査会は、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）から品質管理レビューの状況報告を受け(①)、
- 協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査し(②)、
- 必要があると認めるときは、協会や監査事務所等に対して報告徴収や立入検査を実施している(③)
- 検査の結果、必要があると認めるときは、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告(④)



モニタリング基本方針及び基本計画

- 審査会では、会長・委員の任期(3年間)ごとに、モニタリングの目的やその考え方等を「監査事務所等モニタリング基本方針」として策定。
 - 第8期(令和7年4月～令和10年3月)は、「監査事務所等モニタリング基本方針―高品質な監査の実現に向けて―」を令和7年5月28日に策定・公表
- 上記「基本方針」に掲げた目的及び視点並びに監査事務所をめぐる環境を踏まえて、足下1年間におけるモニタリングの着眼点などについて記載した「基本計画」を毎年策定
 - 令和7事務年度(令和7年7月～令和8年6月)のモニタリングにおける重点事項等を「令和7事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」として7月18日公表

令和7事務年度モニタリング基本計画 [主なポイント]

■ 大手監査法人

- ✓ 原則として2年に一度の頻度で検査を実施し、翌事務年度には当該検査に対するフォローアップ(前事務年度に実施した検査での指摘事項に係る改善状況の検証)を実施
- ✓ フォローアップは、原則、報告徴収によるものとする

■ 準大手監査法人

- ✓ 原則として2年に一度の頻度で検査を実施する

■ 中小規模監査事務所

- ✓ 協会の品質管理レビューの結果や、監査事務所の業務管理態勢、上場被監査会社に係る監査上のリスクの程度等を踏まえ、必要に応じて検査を実施
- ✓ 上場会社監査の担い手として果たすべき役割の重要性に鑑み、引き続き、中小規模監査事務所に対する検査を重視した運用に努める

令和7年版モニタリングレポート (Ⅱ) 審査会のモニタリング

モニレポ
P 53～54参照

総合評価

- 検査結果を踏まえ、監査事務所の業務運営の状況を5段階に区分し、総合評価として検査先に通知。通知の際に、被監査会社の監査役等への開示を要請(平成28事務年度から)
- 全ての法人が、監査事務所の業務運営の状況に応じて「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる」以下となっており、最上位区分である「良好であると認められる」に該当する法人はない
- 中小規模監査事務所は、大手監査法人、準大手監査法人と比べて総合評価の範囲が下方にシフトしているが、これはリスクベースで検査先を選定していることも一因と考えられる

総合評価の記載	評価内容	大手監査法人	準大手監査法人	中小規模監査事務所
良好であると認められる(総合評価: 1)	業務運営が良好と認められる場合	—	—	—
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる(総合評価: 2)	改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合	4	—	—
改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない(総合評価: 3)	業務運営が良好であるとは認められない場合	—	2	2
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある(総合評価: 4)	業務運営が良好でないものと認められ、特に早急な改善が必要な場合	—	3	8
著しく不当なものと認められる(総合評価: 5)	品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合(金融庁長官に勧告)	—	—	10

(注1) 上記表は、令和2～令和6事務年度に終了した検査を審査会が集計

(注2) 総合評価は通常検査において通知。通常検査は、大手監査法人は2年に一度、準大手監査法人は、令和6事務年度まで3年に一度が原則、中小規模監査事務所は必要に応じて実施

(注3) 当該期間に通常検査を複数回実施した監査事務所については、直近の検査結果のみを集計している

中小規模監査事務所の監査を取り巻く環境変化

- 近年、上場国内会社の監査において、大手監査法人から準大手・中小規模監査事務所に会計監査人を変更する傾向が続いており、特に、中小規模監査事務所については、新規上場国内会社の会計監査人を務める件数が増加傾向にあるなど、資本市場において期待される役割が高まっている
- 上記を受け導入された「上場会社等監査人登録制度」に基づき、「上場会社等監査人登録審査会」で、登録の審査等を実施

登録上場会社等監査人

(令和7年6月までに126監査事務所が登録済)

- ・ 品質管理システムの整備
- ・ 情報を公表する体制の整備(監査法人のガバナンス・コードへの対応等)

協会による「適格性の確認」

- ・ 品質管理レビューの利用
- ・ 「上場会社等監査人登録審査会」において登録可否・取消を決定

- 協会は「適格性の確認」と共に、中小規模監査事務所による情報開示の充実のほか、六つの基盤(品質管理基盤、組織・ガバナンス基盤、人的基盤、IT基盤、財務基盤及び国際対応基盤)の充実に向けて各種支援策を実施

協会による中小規模監査事務所の支援

- 監査品質のマネジメントに関する年次報告書に係る支援
 - 気付き事項の会員への周知、年次報告書による情報開示についての研修会
- 中小事務所等施策調査会及び中小監査事務所連絡協議会を主体として、以下の取組を実施
 - 改訂品質管理基準対応ガイダンスの公表
 - 改正倫理規則対応のための研修会
 - 資本市場関係者との意見交換会
 - 中小規模監査事務所向け人材採用・育成支援
 - 中小規模監査事務所向けの相談機能の充実（元レビューアーとの対話型研修会、審査会検査結果事例集に関する研修会 等）
 - 中小規模監査事務所のデジタル化支援
 - ✓ ITインフラの整備状況・ITの利用実態把握、共同ITインフラ環境の整備
 - ✓ IT利活用研修会、定期的なネットワーキング（「ITコミュニティ」） 等
- 中小監査法人における残高確認手続の電子化拡大に向けた「残高確認電子化の拡大に向けた監査法人協議会」への参画、電子監査調書システムの導入等を支援する「合同会社監査D&Iコンソーシアム」への協力 等

審査会による対応

- 「改訂品質管理基準」の「留意事項」には行政当局が監査事務所や協会の取組を支援しつつ、審査会の検査を通じて、監査事務所による主体的な品質管理の定着に努めるべき旨の記載があり、第8期モニタリング基本方針に基づき、引き続き、中小規模監査事務所に対する検査を重視した運用に努めるとともに、関係機関が開催する講座や研修会で講義等を行い、中小規模監査事務所の支援に取り組んでいる

四半期報告書制度の廃止による監査法人の業務への影響

- 令和6年4月より、四半期開示制度は、証券取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」され、会計監査人による第1・第3四半期のレビューは原則任意となっている
- 監査法人は、第1又は第3四半期の決算短信を公表する上場被監査会社のうち2～3割弱に対して、任意レビューを実施済み、あるいは実施予定としている
 - 監査法人の規模を問わず、任意レビューを実施しない場合でも年度監査等の一環としての手続きを実施することが多く、大手監査法人では業務量や報酬等に顕著な差異は生じていないとしている
 - 準大手監査法人では、任意レビューを実施しないことにより、業務量や報酬等がわずかに減少しているところもある。また、中小監査法人では、約3割の上場被監査会社に対して手続等を実施しておらず、中には、業務量や報酬等が10%減少したとするところもある
- 審査会は、引き続き、四半期報告書制度の廃止による監査業務への影響等を確認する

有価証券報告書の株主総会前の提出

- 令和7年3月、金融担当大臣は全上場会社に対し、「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」を発出。有価証券報告書の提出は、株主総会の3週間以上前が最も望ましいことを示しつつ、企業の実務負担も考慮し、取組の第一歩として、今年からまずは株主総会の前日ないし数日前に提出することの検討を要請
- 大手監査法人は、有価証券報告書の株主総会前の提出による監査業務への影響として、監査スケジュールの見直しや監査リソースの確保、被監査会社との協力体制の構築といった課題を挙げている
- 審査会は、有価証券報告書の株主総会前の提出による監査業務への影響等について、引き続き確認していく

サステナビリティ情報の開示及び保証の動向

	国際的な動向	国内の動向
非財務情報開示の拡充	■ SEC登録企業による気候関連開示の義務化（令和6年3月最終化。現在執行停止中） ■ EU域内大会社へのサステナビリティ情報の作成・開示が開始（令和6会計年度から）。その他の企業への適用延期決定、更なる負担軽減策を提案（オムニバス法案、令和7年2月公表）等	■ 令和5年3月31日以降に終了する事業年度の有価証券報告書等に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄新設 等
サステナビリティ開示基準の検討	■ ISSBがS1基準及びS2基準を最終化（令和5年6月）	■ SSBJが適用基準、一般開示基準及び気候基準を公表（令和7年3月5日） ■ サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループで導入に向けた具体的な検討を実施
サステナビリティ情報の保証に係る動向	■ IAASBがサステナビリティ保証業務の一般的要求事項（ISSA5000）を公表（令和6年11月） ■ IESBAが改訂倫理規程を公表（令和7年1月） ■ EU域内「大会社」への限定的保証の導入開始（令和6会計年度から）。それ以外の企業への適用延期決定と、将来の合理的保証への移行中止を提案（オムニバス法案） ■ 米国では、段階的な限定的保証と合理的保証への移行の規定が現在執行停止中	■ サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ及びサステナビリティ情報の保証に関する専門グループで、保証制度導入に向けた検討を実施 ■ 大手監査法人は、アドバイザリー業務などを通じて職員に実務経験を積ませ、保証業務の体系や研修プログラムを整備